

多久市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 1 0 号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和 5 0 年多久市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、登録者が自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）を添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を省略することができる。

第 1 3 条第 2 項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

第 1 3 条の 2 第 1 号中「記録した個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第 1 5 条第 1 号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。